

宿 泊 約 款

適用範囲

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名及び人員
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前事項第2条の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとしてお取扱いをします。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条 当館(ホテル)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であると当館(ホテル)が認める場合。
- (8) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当館(ホテル)が認める場合。
- (9) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの。
- (10) 宿泊しようとする者が当館(ホテル)若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (11) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (12) 宿泊しようとする者の服装または携帯品が著しく不潔で他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められたとき。

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払により前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、添付資料に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項に特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館(ホテル)の契約解除権

第7条 当館(ホテル)は、宿泊客が次の事由に該当する事が判明した場合、宿泊契約を解除するものとします。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
- (2) 暴力団等反社会的勢力。
- (3) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
- (4) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの。
- (5) 当館(ホテル)若しくはその従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、または、合理的範囲を超える負担を要求した場合。

- (6) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められたとき。
- (7) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (10) 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅行番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

客室の使用時間

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当日16:00から最終宿泊日11:00までとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金申し受けします。
- (1) 12時までのご利用 室料の10%
 - (2) 13時までのご利用 室料の20%
 - (3) 14時までのご利用 室料の30%
 - (4) 14時以降 基本料金の100%

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスデスク等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャ等サービス時間
 - (イ) 門限(ロビー階正面玄関) なし
 - (ロ) フロント 24時間

料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払は、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際は当ホテルは請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けします。

当ホテルの責任

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から適合マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館責任賠償保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないときについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。
- ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の申告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償いたします。
- ただし、宿泊客からあらかじめ種類、及び価額の申告のなかったものについては、50万円を限度として、当ホテルは、その損害を賠償します。

宿泊客と手荷物又は携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、該当所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車場の責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任を負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その時価の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条 第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)
	追加料金	② 飲食料及びその他の利用料金 ③ サービス料(③×10%)
	税金	イ. 消費税

- 備考: 1. 基本料金はフロントに掲示する料金表によります。
 2. 宿泊に付随して夕食及び朝食をお取りになる場合には、
 ①を「1泊朝・夕食の宿泊料」と読み替えるものとします。

添付資料: 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	契約解除の通知を受けた日							
	不泊	当日	前日	二日前	三日前	七日前	十六日前	三十日前
10名まで	100%	100%	50%	30%	20%	10%	—	—
11名以上	100%	100%	70%	50%	30%	20%	10%	10%

- (注) 1. %は、相対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
 3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数がでた場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。
 4. 特定日に関しましては、別途のお取り消し料が発生することもあります。

松屋では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規定を定めておりますので、ご協力くださいませうお願い申し上げます。

この規則をお守りいただけないときは、やむを得ず宿泊並びにホテル内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害も負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室ご利用について

1. 客室よりの避難経路図は、本ディレクトリー内に別途記載しておりますのでご確認ください。
2. ご在室中や特にご就寝の際には、必ず内鍵をおかけください。
3. 指定の場所以外でのご喫煙は、ご遠慮ください。
4. その他火災の原因となる行為はご遠慮ください。
5. 客室内では暖房用、炊事用などの火器等火災の原因となりやすいものをご使用なさらさないでください。
6. ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更しないでください。
7. ホテルの外観を損なうようなものを窓側におかないでください。
8. 午後10時以降のご訪問客とご面会はロビーでお願いいたします。
9. 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
10. 客室は全室禁煙でございます。客室内で禁煙されました場合、客室清掃費翌日の客室売り止め費用としまして50,000円(税別)申し受けます。

2. お部屋の鍵について

1. ルームキー紛失の場合当ホテルは指定の業者からのオートロックシリンダー本体の交換と鍵・キーホルダー再発行費用としまして25,000円(税別)を弁償していただきます。

3. お支払い等について

1. お会計はご出発の際にフロントでお願いいたします。なお、ご滞在中でも都合により会計をお願いする場合がありますので、そのつどお支払いください。
2. ご到着時にお預かり金を申し受ける事がございますので、あらかじめご了承ください。
3. お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
4. 法定の税金の他、サービス料として10%を加算させていただいております。

4. 貴重品、お預かり品について

1. ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、お預かりいたしかねます。お部屋備品の金庫をご利用下さい。
2. ホテル内での遺失物の処理は一定期間当ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱させていただきます。
3. クロークでのお預かり物及び忘れ物は、所定の期間を経過しても連絡がない場合、次の期間を限度とし、お引取りの意思がないものとして処理させていただきます。

- (1) クロークにてのお預かり 1ヶ月
- (2) ストアルームにてのお預かり 1ヶ月

5. ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

1. 動物、鳥等のペット
2. 火薬、揮発油、その他発火、又は引火性の物
3. 悪臭を発する物
4. 法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚醒剤、の類
5. ホテル外から飲食物等を持ち込む事
6. とばくや風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動
7. バスローブ、スリッパ等で客室外に出る事
8. 広告宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等
9. ホテルの許可なくホテル内で写真撮影をする事、及びホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事
10. 緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、非常階段、屋上、機械室などお客様用以外の施設に立ち入る事
11. 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染又は紛失させた場合には相当額を弁償していただくことがあります。